

●香川県告示第58号

香川県中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年2月15日

香川県知事 真鍋武紀

香川県中小企業等協同組合法施行規程の一部を改正する規程

香川県中小企業等協同組合法施行規程（平成19年香川県告示第426号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「法」という。）及び中小企業等協同組合法施行規則（平成20年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「法」という。）及び中小企業等協同組合法施行規則（平成19年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(既発生未報告支払準備金)</p> <p>第2条 規則第144条第1項第2号の行政庁が定める金額は、共済規程（法第9条の6の2第1項に規定する共済規程をいう。以下同じ。）に基づく共済の種類ごとに、それぞれ次に掲げる金額を平均した金額とする。ただし、当該平均した金額が0を下回った場合には、0とする。</p> <p>(1) 支払準備金の計算の対象となる事業年度（以下「対象事業年度」という。）の前事業年度末の既発生未報告支払準備金積立所要額（次項に規定する既発生未報告支払準備金積立所要額をいう。以下この条及び次条において同じ。）に、対象事業年度の共済金支払額及び普通支払準備金の額（規則第144条第1項第1号に掲げる金額をいう。以下同じ。）（以下「共済金支払額等」という。）を対象事業年度の前事業年度の共済金支払額等で除して得られた率を乗じて得られた金額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(既発生未報告支払準備金)</p> <p>第2条 規則第118条第1項第2号の行政庁が定める金額は、共済規程（法第9条の6の2第1項に規定する共済規程をいう。以下同じ。）に基づく共済の種類ごとに、それぞれ次に掲げる金額を平均した金額とする。ただし、当該平均した金額が0を下回った場合には、0とする。</p> <p>(1) 支払準備金の計算の対象となる事業年度（以下「対象事業年度」という。）の前事業年度末の既発生未報告支払準備金積立所要額（次項に規定する既発生未報告支払準備金積立所要額をいう。以下この条及び次条において同じ。）に、対象事業年度の共済金支払額及び普通支払準備金の額（規則第118条第1項第1号に掲げる金額をいう。以下同じ。）（以下「共済金支払額等」という。）を対象事業年度の前事業年度の共済金支払額等で除して得られた率を乗じて得られた金額</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p>
<p>(異常危険準備金の積立基準)</p> <p>第4条 規則第145条第4項第1号に掲げる異常危険準備金（以下「異常危険準備金I」という。）は、共済規程に基づく共済の種類ごとに、次の各</p>	<p>(異常危険準備金の積立基準)</p> <p>第4条 規則第119条第5項第1号に掲げる異常危険準備金（以下「異常危険準備金I」という。）は、共済規程に基づく共済の種類ごとに、次の各</p>

号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に定める額の合計額以上を積み立てるものとする。

(1)～(8) 略

2 規則第145条第4項第2号に掲げる異常危険準備金（以下「異常危険準備金II」という。）は、規則第150条第2号に掲げる額に1000分の100を乗じて得た額及び責任準備金（同号の予定利率リスクを有するものに限る。次条第2項において同じ。）の金額に1000分の1を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。

3 略

（異常危険準備金の積立限度）

第5条 略

2 異常危険準備金IIの積立ては、規則第150条第2号に掲げる額及び責任準備金の金額に100分の3を乗じて得た額の合計額を限度とする。

（出資金、準備金等の計算）

第8条 規則第149条第1項第4号の行政庁が定める率は、100分の90（特定共済組合（法第9条の2第7項に規定する特定共済組合をいう。）及び特定共済組合連合会（法第9条の9第4項に規定する特定共済組合連合会をいう。）（以下「特定共済組合等」という。）が有するその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第21項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、100分の100）とする。

2 規則第149条第1項第5号の行政庁が定める率は、100分の85（特定共済組合等が有する土地の時価が帳簿価額を下回る場合には、100分の100）とする。

3 規則第149条第1項第6号の行政庁が定めるものは、次の各号に掲げるものとし、当該定めるものの額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

(3) 税効果相当額（任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。） 次の算式により得られる額（繰延税金資産（税効果会計（規則第102条第1項第2号に規定する税効果会計をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）の額が0である特定共済組合等（繰延税金資産の算

号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に定める額の合計額以上を積み立てるものとする。

(1)～(8) 略

2 規則第119条第5項第2号に掲げる異常危険準備金（以下「異常危険準備金II」という。）は、規則第124条第2号に掲げる額に1000分の100を乗じて得た額及び責任準備金（同号の予定利率リスクを有するものに限る。次条第2項において同じ。）の金額に1000分の1を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。

3 略

（異常危険準備金の積立限度）

第5条 略

2 異常危険準備金IIの積立ては、規則第124条第2号に掲げる額及び責任準備金の金額に100分の3を乗じて得た額の合計額を限度とする。

（出資金、準備金等の計算）

第8条 規則第123条第1項第4号の行政庁が定める率は、100分の90（特定共済組合（法第9条の2第7項に規定する特定共済組合をいう。）及び特定共済組合連合会（法第9条の9第4項に規定する特定共済組合連合会をいう。）（以下「特定共済組合等」という。）が有するその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第21項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、100分の100）とする。

2 規則第123条第1項第5号の行政庁が定める率は、100分の85（特定共済組合等が有する土地の時価が帳簿価額を下回る場合には、100分の100）とする。

3 規則第123条第1項第6号の行政庁が定めるものは、次の各号に掲げるものとし、当該定めるものの額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 略

(3) 税効果相当額（任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。） 次の算式により得られる額（繰延税金資産（税効果会計（規則第76条第1項第2号に規定する税効果会計をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）の額が0である特定共済組合等（繰延税金資産の算

算定に当たり繰延税金資産から控除された額があるものに限る。) にあっては、0とする。)

略

備考 略

(リスクの合計額)

第9条 規則第150条に規定する同条各号に掲げる額を基礎として計算した額は、次の算式により計算した額とする。

略

備考 略

$R_1 \cdot R_2$ 略

R_3 予定利率リスク相当額（規則第150条第2号に掲げる額をいう。）

R_4 財産運用リスク相当額（規則第150条第3号に掲げる額をいう。）

R_5 経営管理リスク相当額（規則第150条第4号に掲げる額をいう。）

(各リスクの計算)

第10条 規則第150条第1号に掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

(1)・(2) 略

2 規則第150条第2号に掲げる額は、責任準備金の予定利率ごとに当該予定利率を別表第2の左欄に掲げる予定利率の区分により区分し、それぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて得られた数値を合計し、その得られた合計値を、当該予定利率の責任準備金残高に乘じて得た額を合計して計算するものとする。

3 規則第150条第3号イに掲げる額は、リスク対象資産を別表第3の左欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額（貸借対照表に計上されたリスク対象資産の額をいう。以下同じ。）にそれぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

4 規則第150条第3号ロに掲げる額は、リスク対象資産を別表第4の左欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額にそれぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

定に当たり繰延税金資産から控除された額があるものに限る。) にあっては、0とする。)

略

備考 略

(リスクの合計額)

第9条 規則第124条に規定する同条各号に掲げる額を基礎として計算した額は、次の算式により計算した額とする。

略

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

$R_1 \cdot R_2$ 略

R_3 予定利率リスク相当額（規則第124条第2号に掲げる額をいう。）

R_4 財産運用リスク相当額（規則第124条第3号に掲げる額をいう。）

R_5 経営管理リスク相当額（規則第124条第4号に掲げる額をいう。）

(各リスクの計算)

第10条 規則第124条第1号に掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

(1)・(2) 略

2 規則第124条第2号に掲げる額は、責任準備金の予定利率ごとに当該予定利率を別表第2の左欄に掲げる予定利率の区分により区分し、それぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて得られた数値を合計し、その得られた合計値を、当該予定利率の責任準備金残高に乘じて得た額を合計して計算するものとする。

3 規則第124条第3号イに掲げる額は、リスク対象資産を別表第3の左欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額（貸借対照表に計上されたリスク対象資産の額をいう。以下同じ。）にそれぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

4 規則第124条第3号ロに掲げる額は、リスク対象資産を別表第4の左欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額にそれぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

- 5 規則第150条第3号ハに掲げる額は、リスク対象資産を別表第5の左欄に掲げる法人の業務形態ごとに同表の中欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額にそれぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。
- 6 規則第150条第3号ニに掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。
- (1)・(2) 略
- 7 規則第150条第4号に掲げる額は、同条第1号から第3号までに規定するリスク相当額の合計額に、別表第8の左欄に掲げる対象組合の区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて計算するものとする。

(貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額)

第11条 規則第192条第2項及び第3項の行政庁が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次に掲げる額の合計額を控除した金額とする。

- (1) 規則第145条第1項第2号の異常危険準備金の額
 (2)・(3) 略

別表第6 (第10条関係)

リスク対象金額	リスク係数
規則第144条第3項の規定に基づいて積み立てないこととした支払準備金及び規則第148条の規定に基づいて積み立てないこととした責任準備金	1%

備考
略

附 則
この規程は、平成20年2月15日から施行する。

- 5 規則第124条第3号ハに掲げる額は、リスク対象資産を別表第5の左欄に掲げる法人の業務形態ごとに同表の中欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額にそれぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。
- 6 規則第124条第3号ニに掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。
- (1)・(2) 略
- 7 規則第124条第4号に掲げる額は、同条第1号から第3号までに規定するリスク相当額の合計額に、別表第8の左欄に掲げる対象組合の区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて計算するものとする。

(貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額)

第11条 規則第166条第2項及び第3項の行政庁が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次に掲げる額の合計額を控除した金額とする。

- (1) 規則第119条第1項第2号の異常危険準備金の額
 (2)・(3) 略

別表第6 (第10条関係)

リスク対象金額	リスク係数
規則第118条第3項の規定に基づいて積み立てないこととした支払準備金及び規則第122条の規定に基づいて積み立てないこととした責任準備金	1%

備考
略